



帳簿書類の保存義務と電子帳簿等保存制度について

貨物を業として輸出入される皆様には、輸出入した貨物に関する品名、数量及び価格等を記載した帳簿を備え付け、帳簿及び当該貨物の取引に関して作成又は受領した書類を保存する義務が課されています。

詳細は税関ウェブサイトの本制度にかかるページ、パンフレット「帳簿書類の保存義務と電子データによる保存の概要」(左下の画像にリンクあり)等をご覧ください。

<https://www.customs.go.jp/shiryo/chobo.htm>

帳簿書類の保存義務と
電子データによる保存の概要



税関

帳簿

関税法ではそれぞれ「関税関係帳簿」、「関税関係書類」といいます。

書類

注:帳簿の記載事項と書類は、その関係が輸入の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理して保存する必要があります。

原則、電子データで保存します。

電子取引の取引情報

電子取引を行った場合における当該電子取引の取引情報

「電子取引」とは、取引情報（貨物の取引に関して授受する契約書、仕入書等に通常記載される事項）の授受を電磁的方式により行う取引（EDI取引、インターネット、電子メール等による取引）のこと。

パンフレット「帳簿書類の保存義務と電子データによる保存の概要」(抜粋)

保存が必要なもの

保存期間

輸入の許可を受けた貨物の品名・数量・価格、仕出人の氏名又は名称、当該許可の年月日及び許可書の番号を記載したもの

7年間

(輸入の許可の日の翌日から起算)

輸入の許可を受けた貨物の契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関長に対して輸入の許可に関する申告の内容を明らかにする書類

5年間

(輸入の許可の日の翌日から起算)

帳簿や書類は紙での保存が原則ですが、一定の要件の下*で電子データでの保存が認められます。
*システム概要書類や電子計算機の備付け、税関職員による電磁的記録の提示・提出の要求に対応できることなど。

総勘定元帳、補助台帳、補助簿、振替伝票、決済書類等の経理関係書類や発注関係書類、契約書、往復文書等の貿易関係書類、通関関係書類など。

輸出についても同様の規定があります。

過少申告加算税の軽減措置

令和3年度関税改正において、関税関係帳簿について、優良な電子帳簿の要件を満たして電磁的記録又はCOMIによる備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨を記載した届出書をあらかじめ税関長に提出している保存義務者について、その関税関係帳簿に記載された事項に関し修正申告又は更正があった場合には、過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました(関税法第12条の2第3項)。

(パンフレット【表1】関税関係帳簿の電磁的記録…による保存等の要件(優良帳簿欄)への[リンク](#))

なお、輸入貨物に係る消費税についても、同様の措置が整備されています(電子帳簿保存法第8条第4項)。関税、消費税ともに、申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません。

関税及び輸入貨物に係る消費税についての適用の届出は、「関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」(税関様式C-9300)を提出することにより行うこととされています。様式については、税関ウェブサイトでご確認ください。

本件に関するお問い合わせはこちらをお願いします

【函館税関 調査部 特別関税調査官】

住所: 〒040-8561 函館市海岸町24番4号 函館港湾合同庁舎2階

電話: 0138-40-4272

e-mail: hkd-chosa-jigocho@customs.go.jp

